

# 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての 生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準

制	定	平成17年11月25日農林水産省告示第1830号
改	正	平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
改	正	平成24年 4月27日農林水産省告示第1178号
改	正	平成27年12月 3日農林水産省告示第2598号
最終改正		平成28年 6月 1 日農林水産省告示第1256号

## 一 生産及び保管に係る施設

### 1 生産に係る施設

- (1) ほ場、栽培場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場の項、栽培場の項又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、ほ場の項基準の欄1の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。
- (2) 育苗を行う場所が、有機農産物規格第4条の表ほ場の項又は育苗管理の項の基準に適合していること。

### 2 保管に係る施設

有機農産物規格第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

## 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

### 1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

### 2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。）又は種菌の入手に関する事項
- (2) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項
- (3) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- (4) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- (5) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に關し必要な事項

### 3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。

### 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

## 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

### 1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
  - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
  - (3) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
  - (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていること。

#### 四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
  - (1) 生産行程についての検査に関する事項
  - (2) 格付の表示に関する事項
  - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
  - (4) 出荷後に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
  - (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
  - (6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 名称の表示が、有機農産物にあっては有機農産物規格第5条に定める方法で、有機飼料にあっては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第5条に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。

#### 五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者  
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者  
格付担当者が複数置かれている場合にあっては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

#### 六 認定生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場又は採取場に、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は同法第19条の3の規定による認定を受けた外国生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときには、一の1の(1)の規定の適用に当たっては、当該

使用禁止資材を使用していないものとみなす。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1256号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の(6)及び四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。